

全道エゾシカ対策協議会設置要綱 (通称：エゾシカ包囲網会議)

(趣 旨)

第1 エゾシカの適正な保護管理並びにエゾシカによる農林業被害及び交通事故の防止等について、関係する行政機関や民間団体など幅広く道民の連携を図りながら、情報や認識を共有するとともにその方策を検討し、エゾシカの総合対策を推進するため、「全道エゾシカ対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) エゾシカの総合対策の推進に関すること。
- (2) エゾシカの適正な保護管理に関すること。
- (3) エゾシカによる農林業被害の防止対策に関すること。
- (4) エゾシカの有効活用に関すること。
- (5) エゾシカとの交通事故防止に関すること。
- (6) その他必要と認める事項。

(組織)

第3 協議会は、別表1の機関及び団体をもって組織する。

- 2 会長は、北海道副知事をもって充てる。
- 3 副会長は、北海道環境生活部自然環境局長をもって充てる。
- 4 会長は、必要があると認められる場合は、構成機関及び団体以外の者を協議会に出席させることができる。

(会議)

第4 会長は、会務を総理し、必要に応じて会議を招集する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会議の議長となる。
- 3 副会長に事故があるとき、又は副会長が不在のときは、その職務を北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課エゾシカ担当課長が代理する。

(幹事会)

第5 協議会に捕獲技術幹事会及び有効活用幹事会を置く。

- 2 捕獲技術幹事会の協議事項は、エゾシカの捕獲技術に関することとし、別表2の機関及び団体をもって組織する。
- 3 有効活用幹事会の協議事項は、エゾシカの有効活用に関することとし、別表3の機関及び団体をもって組織する。
- 4 両幹事会の幹事長は、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課エゾシカ担当課長をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会議を招集し、幹事会議の議長となる。

(見直し期限)

第6 本協議会は、令和3年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月14日から施行する。

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

この要綱は、平成26年1月22日から施行する。

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年12月13日から施行する。

この要綱は、令和4年5月17日から施行する。

この要綱は、令和5年8月30日から施行する。

別表 1

全道エゾシカ対策協議会 組織表

構成機関・団体名
林野庁北海道森林管理局
環境省北海道地方環境事務所
国土交通省北海道開発局
北海道市長会
北海道町村会
北海道農業協同組合中央会
北海道森林組合連合会
北海道漁業協同組合連合会
北海道旅客鉄道株式会社
一般社団法人 北海道自然保護協会
一般社団法人 北海道猟友会
一般社団法人 エゾシカ協会
エゾシカ食肉事業協同組合
エゾシカ有効活用推進連絡対策協議会
一般社団法人 全日本司厨士協会北海道地方本部
北海道警察本部
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部 エネルギー・環境・地質研究所
北海道

別表 2

全道エゾシカ対策協議会 捕獲技術幹事会組織表

構成機関・団体名
林野庁北海道森林管理局
環境省北海道地方環境事務所
北海道市長会
北海道町村会
一般社団法人 北海道猟友会
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所
北海道

別表 3

全道エゾシカ対策協議会 有効活用幹事会組織表

構成機関・団体名
北海道市長会
北海道町村会
北海道農業協同組合中央会
北海道森林組合連合会
一般社団法人 エゾシカ協会
エゾシカ食肉事業協同組合
エゾシカ有効活用推進連絡対策協議会
一般社団法人 全日本司厨士協会北海道本部
北海道